

大学における教材・素材データの電子化促進のための対策について

平成12年12月12日
社団法人私立大学情報教育協会

I. 教材・素材データ電子化の重要性

大学審議会でも指摘のとおり、21世紀に求められる大学教育は、課題探求型能力の育成に重点をおくとともに、教育のグローバル化と国際的に通用する人材の育成を目指すことが望まれている。

それには、人間形成を図るという本来の対面授業を基本としつつ、知識や技術の伝達の手段として大きな可能性を有するインターネットなどの活用を含めた教育システムをそれぞれの大学で工夫していくことが避けられない状況に立ち至ってきている。例えば、学生の多様なニーズに対応していくために国内の他大学や企業・研究機関などとネットワークを介した連携授業の提供をはじめ、ネットワークを介して国境を越えた大学等の連携による教育のグローバル化の促進があげられる。また、教室での授業に加えて、学生個々の理解を助長させるために、ネットワークによる事前・事後学習システムの徹底が期待されている。

ところで、このような授業を実現するためには基盤環境として、必要な時に居ながらにしてネットワークで教材・素材データの利用が可能となるよう、コンテンツを電子化・データベース化し、コンピュータに蓄積しておくことが不可欠となってきた。また、優れた教材を開発するには、教員個人および一大学での能力に限界があることから、ネットワーク上で共同開発が可能になるようにするとともに、開発したコンテンツを教員相互で利用できるようにすることも重要でこの点からも電子化の促進を急ぐ必要がある。

II. 電子化促進のための対策

電子化を促進するためには、振興普及のための環境作りと電子化に伴う権利処理の問題がある。環境作りの問題では、「教員の理解と協力をどのように得ればよいのか」、「学部、大学単位での組織的な推進をどのように行えばよいのか」、「電子化のための情報機器、ネットワークシステムの整備はどこまで整備すべきか」などについて課題を整理し、解決に向けての基本的な考え方を作る必要がある。また、権利処理に関する問題の留意点としては、著作権法を中心とする法律で処理できる問題と当事者間の契約で解決すべき事柄がある。法律で処理する問題には、例えば、著作物の著作権者を明確にした上で、利用許諾をとることが原則であるが、権利の制限により教育目的の利用許諾を必要としない場合がある。現在、この制限規定については、

デジタル化への対応が十分なされていないこともあり、政府機関において審議が進められているので、当分の間、主觀的判断によらず慎重な対応が必要である。契約による問題には、大学の著作物（職務著作）なのか、教職員の著作物となるのかは就業規則等の契約にかかわる問題もあり、事前に学内のしかるべき機関で協議しておく必要がある。以下に上記の問題に対する方策を掲げる。

1. 振興普及のための環境について

(1) 教員への理解と協力

- ① 事前・事後学習の充実、学外と連携した授業運営、教材の共同開発など魅力ある授業の創造に欠かせない基盤環境であることを、他大学等の実演・ビデオなどにより紹介する。
- ② 教員に情報技術がなくても大学の組織および学生などの支援で電子化が可能なことを紹介する。
- ③ 著作権を中心とした知的財産に関する研修と個人情報の取り扱いに対する理解の普及啓発を外部機関との連携も含めて実施する。
- ④ 電子化のための情報技術および情報倫理の習得を希望する場合は、大学の負担で講習が受けられるようにする。
- ⑤ 電子化の経費は、教員の個人研究費などで対応するのではなく、補助金の活用を含め外注委託などの方法で大学が全面的に負担することを周知する。

(2) 学部、大学単位での組織的な推進方法

- ① 教授会で議論を詰めて行くことが必要であるが、全体的に合意を得るには相当の時間がかかるので、委員会組織（「ファカルティ・デベロップメント委員会」または「コンテンツ電子化推進委員会(仮称)」などを設置し、普及啓発を行い、理解が得られた教員から漸次可能な範囲で電子化を実施する。
- ② 電子化期間の目標年度を掲げる。例えば、普通高校で情報教育を受けた学生が大学に入学してくる2006年までに、年次計画で大学として重点的に取り組むことを掲げ、全教員に共通理解を呼び掛け、段階的に進める。
- ③ 情報技術を導入して授業を実施している教員に授業での効果、授業運営での利便性、大学へ期待する支援などの報告・発表会の場を提供する。その際、優れた授業をエクセレンスマネジメントとして掲げ、担当教員の努力を称え、教育業績に反映することが望まれる。
- ④ 授業運営計画の詳細を掲載したマルチメディア・シラバスを外注委託等で作成する。教員の希望を募り、シラバスの中で教材の閲覧・使用が可能となるよう電子化の普及を働きかける。

(3) 支援体制の工夫

- ① 情報技術のある教員に電子化のための相談、支援に協力いただけるよう電子化普及プロジェクトを構成する。協力者には、教育業績に反映されるよう学内で位置付けることも重要である。職員にも協力を呼び掛けプロジェクトチームを構成して、相談助言、電子化のための外注委託の手配など臨機な支援が得られるよう体制を整備する必要がある。
- ② 学生の支援をとりつける工夫を考える。教材・素材データの電子化をはじめ情報機器の操作など授業の準備に学生が参加できるよう、教員から学生に授業運営の支援を呼び掛ける。
- ③ 外部の企業から支援要員を招く方法と電子化作業全般を外注委託する方法がある。いづれも補助金を活用できることから、積極的に外部からの支援を受けることが望ましい。

(4) 電子化のための施設・設備環境

- ① 希望する教員にWebページ、メールが利用できるよう、Webページの開設およびメール環境(URL、メールアドレスの付与、大学外からの接続など)の整備を行う。
- ② 教材・資料を蓄積するサーバー、編集用のマルチメディア機能を有する情報機器、専用の教材作成室などを整備する。
- ③ マルチメディア情報を受発信できる学内LANおよび学外接続の伝送容量を整備する。
- ④ 教室の一部にマルチメディア機能(情報コンセント、インターネット接続、プロジェクタ、スクリーン、デジタルカメラ、教師用操作卓、自動データベース作成システム、衛星通信システム、放送受信装置など)を整備する。

2. 電子化に伴う権利処理の対策

(1) 大学は、電子化した教材・素材データの整備を促進するため、教員の全面的な協力を得る必要がある。それには、教員が大学へ電子教材を知的資源として積極的に提供できるように、教員と大学との間で共通理解を得ておくことが必要である。

- ① 大学は、教材の電子化に必要な情報処理施設・設備の利用、関係教職員の支援について、教員の要請に応えられるよう努力することが望まれる。
- ② 学内LANを介しての電子教材の利用および公開については、著作権が教員に帰属していても大学の施設を利用する以上は、利用の態様に応じて大学と教員との間で共通理解としての申し合わせが必要となる。
学内LANを介して教材をネットワーク上で利用する場合には、著作権者である教員個人の判断でネットワーク利用の可否を決定することは

適切でなく、大学の意思が反映されるよう学内での所定の手続きを経ることが必要である。

③ 学内 LAN に掲載した電子教材のコンテンツの更新を行う場合は、改めて所定の手続きを経て大学の合意の下に行う必要がある。その際、所定の手続きに抵触するような問題が生じた時は、規定に沿って大学が対処することになる。

(2) 大学は電子化に伴い外部に利用しやすい知的資源を有することになる。大学が社会に果たす役割が公的であることに鑑み、利用に際しては、可能な限り費用負担を伴わない方法で社会に還元することが望まれる。

(3) 外部の専門家による演出、展示や授業を受講する学生の作品、意見発表などを電子化して教材とする場合は、利用範囲が教室などに限定されている利用は理解が得られるが、学内 LAN を介して Web ページに公開するような利用については、学生および大学以外の協力者に対しても何等かの形で許諾を得ておくことが必要である。

(4) 電子化の際に注意すべき点として、著作権者の表示を明瞭化することが必要である。教員の自己著作によるものか、他者著作であるかを明確にするために、著作権者の表示をコンテンツに書き込む義務がある。その際、表示の平準化を図る必要があるが、表示の内容については、世界標準となるような仕様を導入することが適切と考えられる。かなりの時間と労力を必要とすることから、表示作業をどの時点で実施するかが問題となろう。当面は、現在利用しているコンテンツから始め、必要に応じて遡及し、補助金を活用して外注委託することが望ましい。

(5) 他大学との連携の考え方

① 大学が連携して教材・素材データを共同利用する場合には、連携の目的や方法により対応を考える必要がある。

② 連携の目的が相互の協力によるコンテンツの改善充実にある場合とコンテンツの利用にある場合とにより、利用料の問題が生じてくる可能性がある。専らコンテンツの利用に目的がある場合は、利用料の可否を含め当事者間による話し合いが必要であるが、改善充実を目的とする場合は、大学が相互に益することから経費負担の問題は発生しないことが多い。

③ 連携の方法として、コンテンツを特定大学に集中するのではなく、所在情報を集中管理して接続（リンク）する場合には、補助金の活用により維持費負担の軽減化が図れるので、当事者間で大きな問題になりにくい。但し、特定の大学にコンテンツを集中して、共同利用する場合には、連携する大学が共同して補助金を導入するなど、当事者間

での話し合いが必要になる。

- ④ コンテンツを利用して教材を新たに作成する場合には、作成する教材に著作権者表示および掲載場所の表示を行う他、著作物の授業利用の規模(利用学生)、利用期間等について著作権者に了解を得、許諾を得るとともに、謝辞および経費負担の問題、利用後の感想・意見に配慮することが必要である。

III. 電子化に伴う権利者区分のガイドライン

電子化に際しては、ケースごとに権利者の区分、権利の範囲・内容を明らかにしておく必要がある。また、権利者確定のための学内組織、手続きもルール化しておく必要がある。

1. 教材(教科書、講義ノート、専門書、ソフトウェア、写真・動画、演習問題、試験問題)の作成

- (1) 大学で職務上作成された電子教材（著作権法第15条の規定により、大学の教職員が職務上作成し、大学の名義で公表されたもの）の利用は、大学の意思決定によることになり、作成にかかわった者の判断で利用することはできない。例えば、上記の条件を受けて補助金を活用してWebページにコンテンツを掲載する場合や大学の自己負担で大学名を付して教材を電子化するなどの場合は、コンテンツの利用を大学の意思で判断することになる。

- (2) 職務著作によらない場合は、一般に教員が著作者となり教員の判断で利用することになる。しかし、大学のWebページに掲載する場合や大学の負担で教材を電子化する場合は、大学と教員との間で電子教材の利用について事前に協議しておくことが望まれる。特に、Webページに関しては、以下のようない点に留意する必要がある。

① 電子教材を大学のWebページに掲載・公開する。

教員が作成した教材をWebページに掲載・公開することは、大学名を付して公開することと同じに理解されることから、掲載・公開に際しては、大学に対して届け出または了解を得る必要があろう。例えば、責任の所在が明確な教科書・テキストなどは届け出によることが望ましいが、個人情報や肖像権にかかる恐れのある写真など、大学としての意思決定を必要とするコンテンツの掲載は、情報公開委員会(仮称)などを設置して、協議・了解を得ることが必要である。

② 学内LANを経てインターネット上で電子教材を他大学の教員と利用または共有する。

ネットワークによる教員間での利用は、今後ますます多くなることから閉鎖的にせず、できるだけ輪が広がるよう、大学としても支援する姿勢で所定の届け出（利用する教員、目的、パスワード管理など利用に伴うセキュリティなど）をもって他大学教員への利用が認められるようになることが望まれる。教員が教材を全て準備するには限界があることから、特定の組織（大学および非営利の団体など）に素材化教材（例、講義ノート、演習問履、試験問題）を持ち寄り、データベース化し、自由に組み合わせて教材として利用できるようルールを作成し、大学としての積極的な支援が望まれる。

- ③ 演習の授業で、学生にWebページに意見発表や製作した作品を掲載させてネットワーク上で授業を実施する場合、また、そのコンテンツを教室で投影して授業を実施する。

Webページを開設して授業に活用する場合、インターネットでの利用であっても、大学に届け出るものとする。その際、Webページの管理については、教員の責任において教育的な観点からコンテンツの適正化に努める。不適切なコンテンツを発見した場合は、教員の判断で改善に向け対処する必要がある。また、インターネットに限定しての利用の場合は、授業が外部に漏洩しないよう、学生にID、パスワードを付与するなどのセキュリティ面での対応と教育を義務付ける必要がある。

外部の大学と合同して講評授業を実施する場合は、大学の施設面での関係者の協力を得ることが必要となることから、事前に授業の目的、教育効果などについて大学に説明し、授業支援の許可を得ておくことが必要となる。なお、特に留意しなければならない問題として、専門家と作成した教材の利用については、出所明示の他、経費負担を含めて一定の条件のもとで了解を得るなどして、利用する必要がある。学生との作成の場合であっても、同様な対応が必要である。

(3) 他者の著作物を取り込んで教材等を作成する場合には、公表されているものを引用するのであれば、自己の著作物と明確に区分し、かつ主従関係にあり、その出所を明示すれば権利者の許諾を得る必要がないが、引用に該当しない場合や公表されていないものの利用については、許諾を得た上で自己著作と区分し、権利者を明示する必要がある。なお、学外への利用について許諾が得られないような場合は、その部分をカットして掲載するなり、インターネットでの利用に止どめるなどの工夫をする必要がある。なお、引用に際しては著作人格権の同一性保持権に十分注意する。

(4) 教材・素材データとして個人情報を電子化する場合には、個人への許諾を得ることが極めて困難なことから、個人の識別ができないように情報の一部を加工して利用することを明文化しておく必要がある。また、写真、

映像に第三者の顔が写っているような場合には、肖像権があるので許諾が必要となるが、権利処理が困難な場合は特定の者と識別できないように情報加工する必要がある。

2. 授業の映像化と送信

(1) 授業の全容を映像で収録し、サーバーに蓄積してネットワークで自習教材として利用したり、CD-ROMの形で学生に配布したり、ネットワーク上で映像を介して大学間で授業を実施するなどのパターンがある。

授業は、大学の主たる活動であることからすると、教員のみの判断で授業を電子化して公開できるようにすることは問題であり、大学の了解を得ることが前提となる。

(2) その際、大学に対して授業の映像を利用する必要性、教育効果への寄与など説明を事前に行った上で、大学に判断を求めるこになろう。仮に外部に公開することが適切と判断しても、授業料を徴収して差別化していることからすると、映像の全容を公開することは大学の経営戦略など特別の事情がない限り困難であろう。したがって、全体像が識別されないような範囲、例えば、映像の1割以内での公開に止どめるなどの制限も必要となろう。映像の取り扱いについては、外部に漏れることのなきようネットワーク上のセキュリティを万全にする必要があることは言うまでもない。

(3) 他方、大学が何等かの目的で授業の一部または全てを映像で公開する場合には、公開の目的・範囲・期間などについて、担当教員の了解を得る必要があり、担当教員と大学との間で事前協議が必要となる。

(4) 学生が許諾なしに授業の映像を収録している例が見受けられるが、上記と同様の理由で映像を収録することについて、病気、身体障害など映像がないと受講が困難であるような特別の事情、若しくは事後学習の目的で個人学習のみに利用する場合などは、原則として許可されることが望ましい。みだりに映像を収録し、ネットワークに掲載することを禁止することを周知しておくことが必要となろう。

IV. 著作権許諾の具体的な取り方について

電子著作物の具体的な利用許諾の取り方については、ケースにより異なる。

以下に、主な事例を挙げる。なお、許諾手続きを簡素化する方法としては、許諾が得られた情報を適切な機関で一元管理し、同じような条件による許諾については、ネットワーク上著作権処理が行えるようにすることが望まれる。

- ① 授業の教材として利用するために、他者のWebページから著作物の一

部または全部をダウンロードして、教員のWebページに掲載する。

他者のWebページから、著作権法での引用の範囲を超えて著作物の一部または全部をダウンロードしてWebページに掲載する行為は、著作権法で禁止されている。

事前に授業の目的、利用規模、利用期間、著作権者表示の徹底について説明し、利用範囲以外に利用しないことを条件に許諾を申し出ることが必要と考えられる。その際、近い将来利用規模・形態などの変更が予定される場合には、併せて将来的な利用条件についても相談し、許諾が得られ易いように交渉しておくことが望ましい。

許諾を得ずに教材の中に取り込んでWebページに掲載すると、次から次ぎへと利用する人の教材に著作権違反が拡散してしまうことになり、問題が大きくなる。著作権法違反の連鎖を防止するには、利用許諾が必要であることを明示した上で利用できるようにすることが望ましい。

② 書籍に掲載の図、表、写真および新聞を許諾を得ずに電子化し、学内のサーバーまたはパソコンに掲載し、授業の都度、呼び出して利用する。

他者の図、表、写真、新聞記事を電子化して、自作の教材としてWebページに掲載して利用する場合は、著作権法で定める引用の範囲であれば許諾は不要であるが、それ以外であれば禁止されているので必ず許諾をとることが必要である。利用の範囲が一授業に限定されているような場合は許諾が得られやすいが、インターネットであっても利用の規模・範囲が明確でない場合や外部に利用が可能な場合には、許諾が得られないケースが多い。

許諾をとる際に留意すべき点は、授業の目的、利用規模、利用期間、著作権者表示の徹底、大学内の限られた範囲での利用であることに配慮する。

なお、学内LANを介して教員が管理するコンピュータから教材をアップロードして利用させる場合には、閲覧に限定し、ダウンロードできないよう著作物の複製を技術的に防止してあることを条件に許諾を得ることが望まれる。(※)

他の書籍の図、絵、写真を模写すると著作物の複製になる。参考にして、独自に作成する場合でも、明らかに著作物の特徴が残されているような場合には問題となる。医学などのように常時、図、絵を利用する教材の場合は、利用頻度が多いことから著作権の許諾について非常に繁雑となり、十分な対応が困難となる。一つの方法として、大学が図、絵のネットワーク配信を行っている企業と契約し、市場価格よりも安価な利用料で利用できるようにする方法もある。

(※) 実際に、企業が市販しているCD-ROMのデータを一部取り出して組み替え、授業の中で教材ソフトとして利用させていたが、許諾をとらなかつたため、著作権法違反との指摘を受け、以後、教員と企業との間でデータの利用について1年度間の学生に限定すること、事前に許可を求めるなどの契約をとりかわした例がある。

③ テレビの映像を全部または一部複製し、教員のWebページに教材として

掲載し、授業に利用する。

許諾なしにWebページに掲載することは、著作権法で禁止されている。また、映像の一部を抽出して利用することは、著作者人格権を侵害することもあり得るので許諾を得なければならない。映像がビデオのような形で販売されているような著作物をWebページに掲載して利用する場合は、著作物の入手が容易であることから、敢えてWebページに掲載する意義がないということで許諾が得られないケースが多い。市販されていない著作物であれば、授業の目的、利用規模、利用期間、著作権者表示の徹底、大学内の限られた範囲での利用を前提に許諾が得られやすい。

- ④ 政府または地方公共団体の機関が公表した調査統計資料、広報資料、報告書を電子化し、Webページに教材として掲載・利用する。または当該機関でWebページに掲載している情報を全部または一部をWebページに教材として掲載・利用する。

著作権法では、当該機関の名義の下に公表する著作物を転載禁止の表示がなければ説明の材料として、刊行物に転載することができるとしている。

ところが、報告書のように市販されている印刷媒体の著作物を電子化し、Webページに掲載利用するとなると刊行物の転載に該当せず、許諾を得る必要がある。特に、Webページに掲載の調査統計資料などを全て掲載するとなると大きな荷重がかかることから、一部を抽出するなどの利用が考えられるが、それは著作権法上の同一性保持権の侵害に当たるので、掲載の具体的なイメージを説明し、許諾を得ることに努力する。

V. 大学における教材著作権処理機構の創設

大学が教育研究活動に必要な情報を電子的に収集し、円滑に利用できるようになるためには、著作権法上での権利処理が共通理解の下に実施されることと、大学に代って著作権処理の代行ができることが望まれる。

それには、電子化に伴う著作権処理を専門的に扱える組織を早急に創設し、大学間での権利処理をコンピュータ上で行えるようにするとともに、大学以外の著作権機関にも呼び掛け、ネットワーク上で権利処理が自動的に行えるよう権利処理システムの構築を目指す必要がある。また、大学には、権利者のデータベース化への協力を促進するとともに、自動処理が不可能な場合の許諾の仲介、電子著作物利用に伴う相談・助言、苦情処理などの組織的な対応の整備が必要となる。

電子著作物および学内 LAN のWebページ使用に関する申し合せ例

平成12年7月15日

1. 目的

この申し合わせは、大学の職務により作成した電子著作物を使用する上での権利・義務と大学Webを使用する上での権利・義務について、大学と所属専任教職員との関係を明確にすることとする。

2. 対象

大学の職務により作成する電子著作物とは、大学が発意して、指揮・監督の下で教職員に職務上作成し、大学の名義で公表するもので大学の知的資源とする。但し、就業規則等で作成者個人を著作とする旨の特約があれば対象とはならない。

3. 電子著作物およびWebページの定義

電子著作物とは、教科書、講義ノート、専門書、ソフトウェア、写真（動画含む）、演習問題、試験問題（入学試験除く）とする。

大学のWebページとは、大学の学内LAN上に開設されたホームページで大学が管理しているものとする。

4. 使用に伴う権利者

職務により作成した電子著作物の使用は、大学の意思決定によるものとする。

大学の学内LANを使用しての電子著作物の利用・公開は、別に定める大学の機関の合意を得るものとする。

5. 権利保護のための留意事項

大学としての知的資源がみだりに損なわれないようにするために、使用の対象、範囲、用途、期間などについて事前に協議し、確認する。但し、使用が学内の授業運営に不可欠である場合には、協議を経ずにあらかじめ定めた事項についての届け出をもって替えることができるものとする。

電子著作物の使用および大学Webページの使用に関する協議機関の規程例

平成12年7月15日

1. 目的

この規則は、電子著作物の使用および大学Webページの使用に関する問題を大学として意思決定するための協議機関に関するものとする。

2. 構成員

本協議機関は、大学全体の組織とするため、教学の管理に携わる責任者、著作権等の法律の専門家、電子著作物のネットワーク運用にかかる責任者、電子著作物を使用している教職員で構成する。

3. 協議事項

- 一 電子著作物の権利者に関すること
- 二 電子著作物および学内Webページの使用権限に関すること
- 三 電子著作物および学内Webページ使用の契約に関すること
- 四 電子著作物および学内Webページ使用の係争に関すること
- 五 その他前号以外に関すること

4. 協議事項の順守

協議での合意内容は、順守されるものとする。但し、順守されない場合は、学内の関係規程によるものの他、就業規則、学則により義務を負うものとする。

電子著作物の権利処理機構について(メモ)

平成13年3月29日
第26回通常総会

I. 業務内容

1. 著作物の電子化促進

大学若しくは教員が所有する印刷媒体等の著作物をネットワーク上で使用できるようにするために、電子化の必要性をPRし、働きかけるとともに、電子化業務の代行、電子化のための情報環境について支援する。

2. 著作権者の明確化と公開

著作権者を明確にするため、大学に権利者登録の必要性をPRし、登録への協力を働きかける。併せて、著作権を中心とする電子著作物の権利者を識別するソフトを構築し、登録したデータベースにより大学の電子著作物の権利者を公開するためのポータルサイトを開発する。

3. 許諾代行システムの開発と運用支援

登録に必要な個人情報の標準フォーマットとの開発と全大学等の著作権者データベースの検索システムを開発する。併せて、同システムの導入を大学等に働きかけるとともに、システムの運用に関する支援を行う。

その際、教員の協力が積極的に得られるよう教育業績の履歴情報として蓄積できるよう工夫する。

4. 許諾の代行

許諾の自動処理(許諾請求の代行、著作権の使用料の徴収・支払い代行)

許諾の仲介 (解決が困難な許諾の個別折衝)

5. 著作物利用の適正化への対応

- ① 著作権処理の情報開示（許諾の有無、許諾条件などの情報をデータベース化）
- ② 相談・助言（著作権処理の是非、公開条件に関する相談・助言）
- ③ 苦情処理（許諾内容の逸脱点検、許諾システムの利用停止、著作者への報告）

II. 組織構成

1. 性格としては、公益法人を目指すが、当面は、任意団体で実績を作り運営する。
2. 任意団体の構成は、大学、短期大学、高等専門学校の学校法人および国立・公立の大学、短期大学、高等専門学校および私情協の賛助会員の一部とする。
3. 組織の機能としては、著作権問題への専門的な相談・助言、苦情処理、許諾の仲介、権利者データベースの構築と維持管理、許諾処理システムの構築と維持管理、本機構への協力要請などが考えられる。
4. 組織としては、相談・助言等に対応できる専門家の確保（非常勤含む）、システム維持管理者の確保、権利者データベースの構築支援などの人的要員の確保が前提となる。特に、大学および大学以外の著作権団体等への許諾システム導入の要請に当たっては、私情協において担当するものとし、それ以外の業務については、可能な限り賛助会員の協力を得て実施する。
5. 組織運営の資金については、当面、私情協からの拠出金と利用大学の会費分担金とする。なお、公益法人化が実現した時点では、代行手数料などを事業収入として別途確保する。